

施設園芸用燃油価格高騰対策緊急支援金交付要綱

第1 趣旨

知事は、燃油価格の高騰により経営が逼迫している施設園芸農業者等を緊急的に支援し、経営安定を図るため、燃油使用量の削減による省エネルギー化又は燃油コストの変動抑制に計画的に取り組む施設園芸農業者等に対して、予算の範囲内において、施設園芸用燃油価格高騰対策緊急支援金（以下「施設園芸用燃油支援金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要綱において「燃油」とは、A重油、灯油、LPガス及びLNGのうち、園芸用施設の加温の用に供するものをいう。
- (2) この要綱において「施設園芸農業者等」とは、第3の(1)から(5)までの全てに該当するものをいう。
- (3) この要綱において「燃油使用量」とは、前年度に施設園芸農業者等が購入した燃油数量等を元に、別表1の燃油使用量の欄に掲げる方法により算定した数量をいう。

第3 交付対象者

次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 県内で施設園芸を営む農業者又は県内に事業所を置く法人若しくはそれらの者により構成された団体（施設園芸等燃料価格高騰対策実施要領第3の2（平成25年2月26日付け24生産第2902号農林水産省生産局長通知）に定められた支援対象者の要件を満たすものに限る。）であること。
- (2) 園芸用施設において、燃油を用いて加温を行い、野菜類、花き類、果樹類を生産し、それらを販売していること。
- (3) 国及び地方公共団体、農業協同組合その他これに類する法人（ただし農事組合法人を除く。）に該当しないこと。
- (4) 令和7事業年度施設園芸等燃料価格高騰対策事業「施設園芸セーフティネット構築事業」に加入していること、又は、令和8事業年度に加入することを確約すること。
- (5) 令和7年10月1日から令和8年3月31日までの期間（以下「対象期間」という。）に(2)により営農すること。

第4 交付額

支援金は、経営面積の増減に関わらず、原則として交付対象者の燃油使用量に0.95を乗じた数量に対し、知事が定める支援単価を乗じた額を交付することとし、別表1に掲げる方法により算定することとする。

第5 交付の申請

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 交付申請書兼実績報告書兼請求書（様式第1号）
 - イ 誓約書（様式第2号）
 - ウ 知事が必要と認める書類
- (2) 提出期限

別に定める日まで

第6 交付の決定及び確定等

- (1) 知事は第5に規定する申請書類の提出があったときは、内容を審査し、適當と認めたときは施設園芸用燃油支援金の交付決定及び額の確定を行い、その金額を交付する。
- (2) (1)の規定による施設園芸用燃油支援金の交付決定及び額の確定通知は、様式第3号により行うものとする。
- (3) (1)の規定により、不適當と認められたときは、施設園芸用燃油支援金の不交付決定を行い、交付しない。
- (4) (3)の規定による施設園芸用燃油支援金の不交付決定通知は、様式第4号により行うものとする。

第7 施設園芸用燃油支援金の返還

- (1) 知事は、交付申請書の内容が事実と異なることが判明したとき、又は、申請者が施設園芸用燃油支援金の申請時に誓約した内容に違反したと認められるときは、施設園芸用燃油支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (2) 知事は、(1)の規定により、施設園芸用燃油支援金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消に係る部分について既に施設園芸用燃油支援金が交付されているときは、当該交付を受けた申請者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。
- (3) 知事は、(2)の規定による返還について、やむを得ない事情があると認めるときは、施設園芸用燃油支援金の返還を命ぜられた者の申請により、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。
- (4) 施設園芸用燃油支援金の返還を命ぜられた者は、(3)の規定による申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した書面に、当該支援金の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

第8 加算金及び延滞金

- (1) 第7の規定により施設園芸用燃油支援金の交付決定の取消を受け、施設園芸用燃油支援金の返還を命ぜられた者は、その請求に係る施設園芸用燃油支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、施設園芸用燃油支援金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）100円につき1日3銭の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- (2) (1)の規定により加算金を納付しなければならない場合において、申請者の納付した金額が返還を命じられた支援金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた支援金の額に充てられたものとする。
- (3) 申請者は、支援金の返還を命じられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額100円につき1日3銭の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- (4) 知事は、(1)又は(3)の規定による加算金又は延滞金の納付について、やむを得ない事情があると認めるときは、第7の規定により施設園芸用燃油支援金の交付決定を取り消された者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができ

る。

第9 帳簿及び証拠書類の保存

- (1) 申請者は、第5に定める書類については、帳簿及び全ての証拠書類を備えておかなければならぬ。
- (2) 申請者は、(1)の帳簿及び証拠書類を交付を受けた日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならぬ。

第10 検査及び報告

- (1) 知事は、本事業の適正な交付のため、必要に応じ申請者に対して、検査、報告、その他必要な措置（以下「検査等」という。）を求めることができる。
- (2) 申請者は、検査等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

第11 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年1月6日から施行する。

附 則

この改正は、令和5年度分の支援金から適用する。

附 則

この改正は、令和6年度分の支援金から適用する。

附 則

この改正は、令和7年度分の支援金から適用する。

別表1

対象者	燃油使用量	支援単価	交付額
1 令和6年10月から令和7年3月までの期間に第3の(2)により営農した実績がある者	令和6年10月から令和7年3月までの期間に購入したことが証明できる燃油数量の合計	1 A重油 令和7年9月のA重油全国平均価格(農業物価統計)に令和7年4月から9月までの価格増加率0.97を乗じた価格から、施設園芸セーフティネット構築事業が定める基準価格を差し引き、2で除した以下の単価とする 1リットル当たり A重油 11.7円	燃油使用量に0.95を乗じた数量に対し支援単価を乗じた額以内
2 令和6年10月から令和7年3月までのすべての期間において、第3の(2)により営農した実績がない者	次の(1)と(2)の合計により算定した数量 (1)令和7年10月から12月までの期間に購入したことが証明できる燃油数量の合計 (2)令和7年12月に購入した燃油数量に別表2に掲げる品目ごとの係数を月ごとに乗じた数量の合計。 ただし、令和7年12月の購入実績がない場合は、令和8年1月に購入した数量に別表3に掲げる品目ごとの係数を月ごとに乗じた数量の合計	2 灯油 令和7年9月のA重油全国平均価格(農業物価統計)に対して1.06を乗じて県が算定した灯油価格に令和7年4月から9月までの価格増加率0.97を乗じた価格から、施設園芸セーフティネット構築事業が定める基準価格を差し引き、2で除した以下の単価とする 1リットル当たり 灯油 12.4円 3 LPガス 令和7年9月のLPガス協会公表価格に令和7年4月から9月までの価格増加率0.90を乗じた価格から、施設園芸セーフティネット構築事業が定める基準価格を差し引き、2で除した以下の単価とする 1キログラム当たり LPガス 0円 4 LNG 令和7年9月の日本施設園芸協会公表価格に令和7年4月から9月までの価格増加率0.94を乗じた価格から国の電気・ガス料金負担軽減支援事業助成額(10~12月:0円/m ³ 、1~2月:18円/m ³ 、3月:6円/m ³)及び施設園芸セーフティネット構築事業が定める基準価格を差し引き、2で除した以下の単価とする 1立方メートル当たり LNG 10~12月 11.4円 1~2月 2.4円 3月 8.4円	

別表2

外気温と品目ごとの施設内下限温度との差を月ごとに積算して県が定めた係数

	品 目	係 数		
		1月	2月	3月
①	温室メロン、ピーマン、洋ラン、きく類、ハウスミカン、マンゴー	1.15	1.01	0.85
②	セルリー、きゅうり、なす、葉ねぎ、大葉、えだまめ、パプリカ、ミツバ、ばら、ガーベラ、カーネーション、トルコギキョウ、鉢物、ゆり、いちじく	1.24	1.08	0.78
③	トマト、スターチス	1.34	1.16	0.70
④	エンサイ、えんどう、ストック、ダリア	1.42	1.25	0.64
⑤	いちご、ほうれんそう、チンゲンサイ、キンギョソウ、ラナンキュラス	1.92	1.73	0.40
⑥	その他の野菜・花き・果樹	1.24	1.08	0.78

別表3

外気温と品目ごとの施設内下限温度との差を月ごとに積算して県が定めた係数

	品 目	係 数	
		2月	3月
①	温室メロン、ピーマン、洋ラン、きく類、ハウスミカン、マンゴー	0.88	0.73
②	セルリー、きゅうり、なす、葉ねぎ、大葉、えだまめ、パプリカ、ミツバ、ばら、ガーベラ、カーネーション、トルコギキョウ、鉢物、ゆり、いちじく	0.87	0.62
③	トマト、スターチス	0.87	0.52
④	エンサイ、えんどう、ストック、ダリア	0.88	0.45
⑤	いちご、ほうれんそう、チンゲンサイ、キンギョソウ、ラナンキュラス	0.90	0.21
⑥	その他の野菜・花き・果樹	0.87	0.62